

# 会員さんが受取った配分金に対する所得税法の取扱いについて (令和4年分)

会員さんが受ける配分金は、所得税法上「雑所得」とされ、センター等から受取った配分金収入は、原則、翌年3月15日までに所得税の確定申告をする必要があります。

ただし、配分金収入に対しては、租税特別措置法第27条より、55万円を上限として最低保証必要経費(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例)が認められております。

なお、配分金収入と給与所得がある場合は、給与所得控除額(最低55万円。ただし、収入金額を限度となります。)が受けられますが、その場合、配分金に係る上記の最低保証必要経費(55万円)は55万円から給与所得控除額を控除した残額が最低必要経費となります。

※この家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受けるには、所得税の確定申告書に所定の記載が必要となります。

詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

また、公的年金を受給している場合は、配分金収入とは別に公的年金等の控除が受けられます。

(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例) 租税特別措置法 第27条  
第二十七条 家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者に該当する個人、外交員その他これらに類する者として政令で定める個人が事業所得又は雑所得を有する場合において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額が五十五万円(当該個人が給与所得を有する場合にあつては、五十五万円から所得税法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額を控除した残額。以下この条において同じ。)に満たないときは、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第三十七条第一項及び第二編第二章第二節第四款第一目から第五目までの規定にかかわらず、五十五万円を政令で定めるところにより事業所得に係る金額と雑所得に係る金額とに区分をした場合の当該区分をしたそれぞれの金額とする。この場合において、当該それぞれの金額は、その年分の事業所得に係る総収入金額又は雑所得に係る総収入金額(同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係るものを除く。)を限度とする。

租税特別措置法施行令第18条の2

租税特別措置法第27条に規定する政令で定める個人は、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者とする。

※ 平成30年度税制改正において必要経費に算入する金額の最低保証額が55万円(改正前:65万円)に引き下げられました。

この改正は、令和2年(2020年)分以後の所得税について適用されます(改正法附則72)。

特例の適用対象者

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に規定する「シルバー人材センター」が行う業務に基づいて就業する高年齢者は、「シルバー人材センター」に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者であり、「特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者」に該当することになります。

## 【計算例示】

例1 ある会員(66歳)の年間収入は次のとおりでした。

- ① 配分金収入 63万円
- ② 給与収入 18万円(シルバー派遣による賃金)
- ③ 公的年金収入 130万円

### 計算方法

配分金収入及び給与収入に係る計算

・給与収入

$$\begin{array}{rcl} \text{(給与収入)} & \text{(給与所得控除額)} & \text{(給与収入に対する所得金額)} \\ 180,000\text{円} & - & 180,000\text{円} = & 0\text{円} \quad (\text{A}) \end{array}$$

(1) 配分金収入

$$\begin{array}{rcl} \text{(配分金収入)} & \text{(配分金に対する最低保証必要経費)} & \text{(配分金に対する所得金額)} \\ 630,000\text{円} & - & (550,000\text{円} - 180,000\text{円}) = & 260,000\text{円} \quad (\text{B}) \end{array}$$

(2) 公的年金収入に係る計算

$$\begin{array}{rcl} \text{(公的年金収入)} & \text{(公的年金等の控除額)} & \text{(公的年金収入に対する所得金額)} \\ 1,300,000\text{円} & - & 1,100,000\text{円} = & 200,000\text{円} \quad (\text{C}) \end{array}$$

(3) 所得控除及び所得税額

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得金額

$$(\text{A}) + (\text{B}) + (\text{C}) = 0\text{円} + 260,000\text{円} + 200,000\text{円} = 460,000\text{円}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{(所得金額)} & \text{(基礎控除)} & \text{(課税所得金額)} \\ 460,000\text{円} & - & 480,000\text{円} = & (\text{マイナスとなるので}0\text{円}) \end{array}$$

この会員の場合、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を適用するので課税所得金額がなく納税額が発生しません。

なお、源泉徴収により予め所得税を天引きされて支給を受けた場合には、所得税が還付されます。

(注)平成23年分から年金所得者(年金収入400万円以下、かつ他の所得20万円以下)の申告不要制度が設けられました。

### 公的年金等に係る確定申告不要制度

平成23年分以後は、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の必要はありません。

(注1) この場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための確定申告をすることができます。

(注2) 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

(注3) 平成27年分以後は、源泉徴収の対象とされない下記※に該当する公的年金等を受給している方は、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用はできません。

※ 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で「国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金」に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの

(国税庁HPより)

例2 ある会員(63歳)の年間収入は次のとおりでした。

- ① 配分金収入 100万円
- ② 公的年金収入 130万円

### 計算方法

#### (1) 配分金収入に係る計算

$$\begin{array}{rcl} \text{(配分金)} & \text{(配分金に対する最低保証必要経費)} & \text{(配分金に対する所得金額)} \\ 1,000,000\text{円} & - & 550,000\text{円} & = & 450,000\text{円} \quad (\text{A}) \end{array}$$

#### (2) 公的年金収入に係る計算

$$\begin{array}{rcl} \text{(公的年金収入)} & \text{(公的年金等の控除額)} & \text{(公的年金収入に対する所得金額)} \\ 1,300,000\text{円} & - & 600,000\text{円} & = & 700,000\text{円} \quad (\text{B}) \end{array}$$

#### (3) 所得控除及び所得金額

配分金収入、公的年金収入に係る所得金額

$$(\text{A}) + (\text{B}) = 450,000\text{円} + 700,000\text{円} = 1,150,000\text{円}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{(所得金額)} & \text{(基礎控除)} & \text{(課税所得金額)} \\ 1,150,000\text{円} & - & 480,000\text{円} & = & 670,000\text{円} \end{array}$$

#### (4) 所得税額及び復興特別所得税額

(課税所得金額) (所得税率) (所得税額)

$$670,000\text{円} \times 5\% = 33,500\text{円}$$

(所得税額) (復興特別所得税率) (復興特別所得税額)

$$33,500\text{円} \times 2.1\% = 700\text{円} \text{ (百円未満切捨て)}$$

(所得税額) (復興特別所得税額) (納税額)

$$33,500\text{円} + 700\text{円} = 34,200\text{円}$$

(注)平成25年分から復興特別所得税が創設されました。

この会員の場合、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受けても課税所得金額が発生するため所得税及び復興特別所得税を34,200円納める必要があります。

例3 ある会員(66歳)の年間収入は次のとおりでした。

① 配分金収入 83万円 (実際に要した経費 30万円)

② 給与収入 60万円 (シルバー派遣による賃金)

③ 公的年金収入 130万円

計算方法

配分金収入及び給与収入に係る計算

・給与収入

(給与収入) (給与所得控除額) (給与収入に対する所得金額)  
600,000円 - 550,000円 = 50,000円

所得金額調整控除額

公的年金等(下記(2))の所得金額(上限10万円)-100,000円+給与所得金額<100,000円 → 50,000円

したがって、

(給与収入に対する所得金額) (所得金額調整控除額)  
50,000円 - 50,000円 = 0円(A)

(1) 配分金収入

(配分金収入) (実際に要した経費) (配分金に対する所得金額)  
830,000円 - 300,000円 = 530,000円 (B)

(2) 公的年金収入に係る計算

(公的年金収入) (公的年金等の控除額) (公的年金収入に対する所得金額)  
1,300,000円 - 1,100,000円 = 200,000円 (C)

(3) 所得控除及び所得税額

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得金額

(A)+(B)+(C) = 0円+530,000円+200,000円 = 730,000円

(所得金額) (基礎控除) (課税所得金額)  
730,000円 - 480,000円 = 250,000円

(4) 所得税額及び復興特別所得税額

(課税所得金額) (所得税率) (所得税額)  
250,000円 × 5% = 12,500円

(所得税額) (復興特別所得税率) (復興特別所得税額)  
12,500円 × 2.1% = 200円 (百円未満切捨て)

(所得税額) (復興特別所得税額) (納税額)  
12,500円 + 200円 = 12,700円

(注)平成25年分から復興特別所得税が創設されました。

この会員の場合、給与収入が55万円以上あるので家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受られません。よって、それぞれの収入から課税所得金額が発生して所得税及び復興特別所得税を12,700円納める必要があります。

なお、確定申告については最寄りの税務署にお尋ねください。